

## 大阪公立大学インキュベータ利用細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、大阪公立大学インキュベータ規程（以下「規程」という。）第15条に基づき、インキュベータの利用について必要な事項を定めるものとする。

### (入居申請)

第2条 入居希望者は、活用を予定している研究を行っている教員等の承諾を得て、入居申請書により学長に対して申請を行うものとする。

2 学長は、前項の入居申請に対して承認を決定したときは、入居承認通知書により入居希望者に対して通知を行うものとする。

### (入居期間の延長)

第3条 入居者が入居期間の更新を希望する場合は、入居期間が満了する日の2ヶ月前までに、入居延長申請書により、学長に対して申請を行うものとする。

2 学長は、前項の申請に対して承認の決定を行ったときは、入居延長承認通知書により、入居者に対して通知を行うものとする。

3 入居延長の期間は1年以内とし、更新は2回を限度とする。ただし、大阪公立大学発ベンチャー企業取扱要項に基づき、学長が特に認める場合にはこの限りではない。

### (入居の届け出)

第4条 入居承認を受けた者は、速やかに入居届出書を提出するものとする。

### (共同研究者の申請)

第5条 新たに共同研究者を同居させようとする者は、共同研究者入居申請書により、学長に対して申請を行うものとする。

2 学長は、前項の申請に対して承認を決定したときは、共同研究者入居承認通知書により、入居者に対して通知を行うものとする。

### (利用料)

第6条 規程第8条第1項に定める利用料（消費税を含む。）は、次のとおりとする。

種 別	利用料
オフィス A ( 8.9 m <sup>2</sup> )	27,900 円/月
〃 B ( 9.4 m <sup>2</sup> )	29,500 円/月
〃 C (14.1 m <sup>2</sup> )	44,300 円/月
〃 D (23.6 m <sup>2</sup> )	74,100 円/月

2 利用料の納付は、本学が指定する期日までに本学が指定する銀行口座に振り込むものとする。

3 承認期間の初日が月の初日でないとき又承認期間の満了日が月の末日でないときの当該月の利用料は、日割計算により算出する。

4 利用料を納期までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付する日までの日数に応じ、

年 14.6%の割合で計算した遅滞損害金を納付しなければならない。ただし、遅滞損害金の確定金額に 100 円未満の端数がある場合、又はその金額が 1,000 円未満である場合は、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

(減免措置)

第 7 条 規程第 8 条第 4 項に定める利用料減免の対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大阪公立大学発ベンチャー企業取扱要項に基づき大阪公立大学発ベンチャーに認定された企業

(2) その他学長が認めたもの

2 前項で減免を認められた入居者については、利用料を 10,000 円/月とする。ただし、減免期間は減免を適用した月から 12 カ月間とする。

(共用施設)

第 8 条 共同研究室、会議室等共用施設の利用については別途定める。

(入居の取り消し)

第 9 条 入居承認を取り消したときは、理由を付して、入居承認取消通知書により、当該者に対して通知を行うものとする。

(退去)

第 10 条 入居者が退去するときには、退去届出書を学長に提出するものとする。

2 退去に当たっては、利用した施設を入居者が原状回復することとする。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する